

大阪府・枚方市段階までの追加登録方法

1. 登録用紙の記入

- 登録用紙はホームページからダウンロード可能です。
大阪府スポーツ少年団・枚方市スポーツ少年団で用紙が異なります。

2. 登録料の振込

- 登録料
大阪府への登録の場合 団員のみ登録可能 500円/人
枚方市への登録の場合 団員・指導者等一律 200円/人
- 振込先
りそな銀行 くずは支店 普通口座 0236951
ヒラカタスポーツショウネンダン アベヒロノリ

3. 書類の送付

- 送付するもの
①登録用紙
②振込したことがわかるATM明細等
③返信用封筒（住所記載・110円切手貼付）
- 送付先
〒573-0071 枚方市茄子作1-40-19
枚方市スポーツ少年団 会計 阿部 弘徳 宛

△注意
市役所で登録手続きはできません。
必ずこの手順でお手続きして下さい。

4. 登録完了

- 大阪府への登録の場合
事務手続き完了後、登録用紙の控えと登録証をお送りします。
登録証がすぐに必要な方は、枚方市役所スポーツ振興課で手渡しも可能です。
ご相談下さい。
- 枚方市への登録の場合
事務手続き完了後、登録用紙の控えをお送りします。登録証はありません。

【 お問合せ先 】

枚方市スポーツ少年団事務局 MAIL:sktaiku@city.hirakata.osaka.jp